

田辺ONE未来デザイン策定業務仕様書

1. 業務名

令和4年度 田辺ONE未来デザイン策定業務

2. 業務の目的

本市においては、第2次田辺市総合計画の後期基本計画（計画期間：令和4～8年度）の策定にあたり、昨年7月に開催した田辺市総合計画審議会第1回分科会において、現田辺市本庁舎跡地（以下、「庁舎跡地」という。）の利活用の分野と方向性に関して、「現敷地のみにとらわれることなく、周辺一帯を含めて議論すること」、「市民以外の幅広い関係人口が集える場所にする」、「経済を豊かにする方向性が必要である」、「災害に対する安全性を考慮する」、「周辺市町を含めた広域的な視点で考える」、さらに利活用検討の進め方については、「民間活用も検討しながら、高校生など若い世代を含めた幅広い意見を取り入れながら進めること」といった意見が出されている。

このようなことから、本業務においては、田辺湾岸エリアに所在する庁舎跡地や扇ヶ浜をはじめ、紀南文化会館といった文化施設、神島や鳥の巣、天神崎といった自然資源に加え、JR紀伊田辺駅周辺や田辺三偉人（南方熊楠、植芝盛平、武蔵坊弁慶）ゆかりの地などの中心市街地の資源や機能とも連携した、田辺湾岸エリアの一体的な価値向上と流入者の増加を視野に入れた未来へつながるまちづくりの将来構想『田辺ONE未来デザイン』※を策定するものである。

※名称由来…田辺湾の「湾」には、英語の「ONE」を当てはめた表現とし、唯一無二である魅力的な資源群を、一つのエリアとしてまとめ上げ、市民の皆様と共に知恵を出し合いながら、一体となってデザインしていく

3. 履行期間

契約締結の日から令和5年3月31日までとする。

4. 業務対象地

田辺市全域

5. 業務の内容

本業務の内容については、以下に示す事項を基本とし、受託者の企画提案内容により、その内容を協議し、決定するものとする。

(1) 地域資源の現状と利活用に向けた課題の整理

社会のトレンドや広域での位置付けを踏まえながら、田辺湾岸エリアの地域資源

を洗い出し、現状を整理し、ニーズとシーズの両面から利活用に向けた課題を整理する。

(2) ビジョン策定

(1)の結果に基づき、庁舎跡地の利活用の分野と方向性を踏まえた田辺湾岸エリア全体のビジョンを取りまとめる。

(3) ゾーニング計画策定

(2)で策定したビジョンを踏まえるとともに、人流・観光動線を予測した上で、田辺湾岸エリアをゾーニングし、各ゾーンの機能や役割分担について整理する。

(4) 想定実施事業の全体像及び実施スキーム策定

(3)のゾーニングを踏まえ、各ゾーンにおいて想定される実施事業の全体像や実施スキームの案を取りまとめる。

(5) 付帯業務の実施

関係者へのヒアリングや検討組織によるワークショップ等の企画及び運営（会議設定、会場の設営及び進行等）、資料・議事録の作成など、(1)から(4)に必要な付帯業務を実施する。

6 成果品

本業務に係る成果品は、次のとおりとする。

- (1) 田辺ONE未来デザイン策定業務報告書 2部
- (2) 上記の電子データ一式（Microsoft Word 及び PDF形式）

7. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成の上、本市に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
 - ア 業務概要
 - イ 業務実施方針
 - ウ 業務工程表
 - エ 業務実施体制及び組織計画
(総括責任者、主たる業務担当者及び業務担当者の名簿とその経歴、業務分担表を含む。また、協力者がある場合は、協力者の概要、業務担当者名簿及び経歴、業務分担表を含む。)
 - オ 業務フローチャート
 - カ 打合せ計画
 - キ 連絡体制
 - ク その他本市が必要とする事項

- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度速やかに本市に変更業務計画書を提出し、承認を得ること。
- (4) 本市が指示した事項については、受託者は更に詳細な業務計画書に係る資料を提出すること。

8. その他

- (1) 本業務は、本仕様書、田辺市業務契約条項及び関係法令に基づき実施するものとし、本仕様書及び本市業務契約条項に定めのない事項や業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、受託者と委託者が別途協議を行い、受託者はその指示を受けるものとする。
- (2) 本仕様書と本市業務契約条項との間に矛盾又は齟齬^{そご}があるときは、本仕様書の解釈が優先されるものとする。
- (3) 受託者は業務の実施に当たって、委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもと進めること。
- (4) 受託者は業務の進捗に関して、委託者に対して定期的に報告を行うこと。
- (5) 新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言等で移動が困難になることを想定し、予めWEB会議等ができる環境の準備をすること。
- (6) 協議には、特別の理由がない限り主たる担当者が参加すること。